次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間　　令和　３年　４月　１日　～　　令和　５年　３月３１日

2.取り組み内容

|  |
| --- |
| 【目標】男女の平均継続勤務年数の差異を少なくする令和３年３月３１日現在の男女の差異　４年４ケ月男性社員の平均勤続年数・・・・１１年１０ケ月女性社員の平均勤続年数・・・・　７年６ケ月差異を４年４ケ月から４年とする |

〈対策〉

●令和３年度・・・・女性職員の退職理由の把握

●令和4～５年度・・・・介護や育児が理由の職員への休業制度の説明を個々に行い、休業取得を促進する

|  |
| --- |
| 【目標】社員の有給取得率を６０％とする現在の取得率は５０％程度 |

〈対策〉

●令和3年度・・・・各現場担当者に取得率を促進するように周知をする

●令和4～５年度・・・・有給取得が少ない従業員に対して個々に現場担当者を通じて取得を促進するように直接働きかける

育栄管財株式会社

令和3年３月１日策定